

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成28年(2016年)6月27日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 6月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 6月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】いわゆる花押を書くことは,印章による押印と同視することはできず,自筆証書遺言の方式(民法968条1項)としての押印の要件を満たさないと判示(平成28年6月3日最高裁平成27年(受)第118号)

【2】亡Aの遺言受託者であるY信託銀行がAの遺言能力に注意する義務を怠ったとして,Aの法定相続人Xらが遺言無効確認判決を得るために要した費用などの損害賠償を求めた事案。控訴審判決は原判決を一部取消し,Yの職員の過失を否定し,Xらの請求を棄却した(平成25年9月25日最高裁平成25年(ネ)第1992号)

【3】抗告人(父親)が妻と別居し長男と同居していたが,妻側が自分を監護者と定める審判を求め,原審はこれを容認したため父親が抗告。本判決は,抗告人は長男を特に問題なく監護教育し急迫の危険はなく面会交流も実施されているとして原審判を取消し申立を却下した(平成27年2月26日東京高裁平成27年(ラ)第109号)

【4】亡A名義のY銀行の預金は全財産を渡すと遺言されたBの預金口座に振替られていた。Aの子XはYに預金債権の法定相続分相当額の払戻,損害賠償を求めたが,Yに遺留分権利者のその後の登場を想定して同権利者に対する過誤払を防止すべき注意義務はないと判示(平成27年12月17日東京高裁平成27年(ネ)第4619号)

【5】プロ野球試合観戦中ファウルボールが被控訴人の顔面を直撃し失明した事故につき,球団運営会社は野球観戦契約に信義則上付随する安全配慮義務を尽くしたとは認められないとして原審判断を変更し同会社に対する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求を一部認容(平成28年5月20日札幌高裁平成27年(ネ)第157号)

【6】Yが飲食接待業店舗の店員にクレジットカードを交付したところ店員は100万円という過大請求額に基づき利用手段をとった。Yはこれを自らの意思によらないカードの占有移転で不正使用にあたるとしてカード会員の免責規約の適用を主張し,同主張が認容された(平成27年8月10日東京地裁平成25年(ワ)第20107号)

【7】テレビ会社が葬儀後の出棺の際に遺影を遺族の許可なく撮影し報道で使用したところ,その母親が情報プライバシー権としての本件遺影を公表されない自由及び静穏に故人を悼む利益や敬愛追慕の情を侵害したとして損害賠償を請求したが,同請求が棄却された事例(平成27年10月28日津地裁四日市支部平成26年(ワ)第178号)

【8】未成年者(乳児)に速やかに手術を行わないと生命に危険が生じる旨診断されたにもかかわらず父母が宗教上の理由から手術に必要な輸血を拒否したため申立人(児童相談所所長)は手術を可能とするために親権停止と職務代行者の選任を求め,同請求が認められた事例(平成27年4月14日東京家裁平成27年(家口)第5103号)

(商事法)

【9】A社はY社の株式の公開買付け(買付価格735円)を行ったが,Xら及びZがY社の全部取得条項付普通株式の各取得価格の決定を求めたところ原審は835円と決定した。これにXらおよびY社が抗告しZが附帯抗告したところ公開買付価格と同額の735円が相当とされた(平成28年3月28日東京高裁平成27年(ラ)第991号)

【10】Y1ゴルフクラブは退会を望んだXの預託金返還請求に対し,全会員に預託金の返還をしておらず,Xにも公平の観点から返還できないとしたため,Xがその返還を求めた。債権者間の公平は強制執行手続や法的債務整理手続を通じて図られるとしてXの請求を認容(平成27年10月8日東京地裁平成27年(ワ)第91号)

(知的財産)

【11】無効審判の請求人である原告が,特許無効審判の請求を棄却した審決の取消を求めた事案であって,本件発明に対する本件審決の解釈は誤りであり,このような解釈を前提として本件発明の容易想到性を否定した本件審決の判断も誤りというべきと判断された事例(平成28年6月9日知財高裁平成27年(行ケ)第10126号)

【12】本願商標「PhotomakerPro」と引用商標「PHOTO MAKER」と片仮名「フォトメーカー」を上下に横書したもののにつき,「Pro」は出所識別標識としての称呼,観念は生じないとし,それ以外の部分は誤認混同を生ずる恐れがあ

るとして原告の商標登録出願請求を棄却(平成28年5月18日東京地裁平成27年(行ケ)第10246号)

【13】特許権者である原告が被告によるイ号物件等の製造及び販売が本件特許権を侵害するとし本件特許権の侵害に係る民法709条等に基づく損害賠償等を求めた事案。消滅時効期間の3年が経過する前に原告が本訴を提起したか争点になり消滅時効は不成立と判断された(平成28年5月26日東京地裁平成25年(ワ)第33070号)

(民事手続)

【14】外国国家Yが発行した円建て債券に係る償還等請求訴訟につき当該債券の管理会社Xが任意的訴訟担当の要件を満たすものとして原告適格を有するとされた事例(平成28年6月2日最高裁平成26年(受)第949号)

【15】母が監護している10歳の長女と父との面会交流を命じる審判の執行として間接強制の申立をした事案。長女は既に10歳で、面会を拒む意思を強固に形成しており母の意思のみで面会を実現することは不可能な債務である等として原決定を取消し同申立を却下した(平成24年3月29日大阪高裁平成24年(ラ)第223号)

【16】クレジット会社YはAが支払不能に陥ったことを知りながら、A所有の自動車売却しYの債務に充当したが、破産管財人Xは当該充当は破産法162条1項1号イ所定の偏頗行為に該当するとして売却価格と同額の価額償還を求め、その請求の一部が認容された事例(平成27年8月18日神戸地裁平成27年(ネ)第208号)

(刑事法)

【17】被告人は山岳ガイドとして5名の登山客を引率して登山中、4名を低体温症で死亡させたとして業務上過失致死罪で起訴され有罪とされた。被告人は控訴したが、本判決は、被告人にとり結果は予見可能であり、結果発生を回避する義務に違反したとして控訴を棄却した(平成27年10月30日東京高裁平成27年(ウ)第1017号)

【18】事業グループの会長宅に長年住みこんで働いていた被告は、会長親子からの度重なる暴力を受けていたため、同僚らと謀り同社専務と会長、さらに会長の妻を殺害し一審で死刑が科刑された。原判決もこれを維持したため弁護人が上告したが死刑の量刑は維持された(平成28年4月26日最高裁平成26年(あ)第477号)

【19】ガス抜き配管内での結露水の滞留によるメタンガスの漏出に起因する温泉施設の爆発事故について、設計担当者に結露水の水抜き作業に係る情報を確実に説明すべき業務上の注意義務があったとされた事例(平成28年5月25日最高裁平成26年(あ)第1105号)

【20】児童福祉法34条1項6号にいう「淫行」とは児童の心身の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる性交又はこれに準ずる性交類似行為であり、「させる行為」とは児童に対し事実上の影響力を及ぼして児童が淫行をなすことを助長し促進する行為をいうと判示(平成28年6月21日最高裁平成26年(あ)第1546号)

【21】警察が、捜査対象者らが使用する車両に無令状でGPS発信機を取付け追尾等を行った捜査で収集した証拠の証拠能力につき、位置情報の使用方法等から通常の張り込みや尾行と比較したうえで強制処分当たらないとし証拠能力を肯定した事例(平成27年1月27日大阪地裁平成26年(わ)第124号、第324号、第1317号)

【22】警察が、捜査対象者らが使用する車両に無令状でGPS発信機を取付け追尾等を行って収集した証拠につき、検証許可状によらずなされた捜査は違法とし、高い精度でプライバシー保護の合理的期待が高い空間で得られた証拠については証拠能力を否定した事例(平成27年6月5日大阪地裁平成25年(わ)第5962号、平成26年(わ)第28号、第468号、第1318号、第1421号、第2947号、第3164号、第3739号、第4569号)

(公法)

【23】稼働中の原子力発電所である川内原発一・二号機の周辺の住民であるXらがその差止め申立仮処分について申立却下されたため即時抗告したが、被保全権利の疎明がないとして同抗告は棄却された(平成28年4月6日福岡高裁宮崎支部平成27年(ラ)第33号)

【24】高浜原発から250キロメートル圏内に居住しているXらが関西電力に人格権の妨害予防請求権に基づき原発三・四号機の運転差止めの仮処分を求めた事案。原子力規制委策定の新規制基準は緩やかに過ぎ本件原発の安全性は確保されていないとして仮処分申立を認容(平成27年4月14日福井地裁平成26年(ヨ)第31号)

(社会法)

【25】医療法人Yに雇用された医師Xが看護師らへの言動を理由になされた解雇を無効として雇用契約上の地位確認、時間外労働・深夜労働に対する割増賃金等の支払を求めた事案。解雇を有効としつつ時間外労働の割増賃金等の支払を認容した原審判断がほぼ維持された(平成27年10月7日東京高裁平成27年(ネ)第3329号、第4260号)

【26】XはNHKの委託を受けたYの従業員としてNHK放送センター内にあるY営業所の仮眠室の二段ベッド上段で仮眠していたところ火災報知器が誤作動しXは避難しようとして床に転落し受傷したためYに損害賠償を請求した。本判決はYの責任を認めず請求を棄却(平成27年9月7日東京地裁平成25年(ワ)第32891号)

【27】酒類の輸出入を行う原告会社が、元従業員の被告らが在職中に被告会社を設立し原告会社の業務を妨害したとして損害賠償等を請求した事案。原告請求のうち、共同不法行為、顧客名簿の取得・使用などの不正競争該当行為を認めて損害賠償の支払を命じた(平成28年5月31日東京地裁平成25年(ワ)第15928号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判平成28年6月3日 最高裁HP

平成27年(受)第118号 遺言書真正確認等, 求償金等請求事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/930/085930_hanrei.pdf

(裁判要旨)

いわゆる花押を書くことは, 印章による押印と同視することはできず, 自筆証書遺言の方式(民法968条1項)としての押印の要件を満たさない

(理由)

民法968条1項が, 自筆証書遺言の方式として, 遺言の全文, 日付及び氏名の自書のほかに, 押印をも要するとした趣旨は, 遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに, 重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあると解される(最高裁昭和62年(オ)第1137号平成元年2月16日第一小法廷判決・民集43巻2号45頁参照), 我が国において, 印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存するものとは認め難い。

(2) 東京高判平成25年9月25日 金法2042号72頁

平成25年(ネ)第1929号 損害賠償請求控訴事件(Xらの控訴につき, 控訴棄却, Yの控訴につき, 原判決一部取消)

本件は, 亡Aの法定相続人であるX1およびX2が, Aが作成した遺言公正証書が無効であり, Y信託銀行は遺言受託者としてAの意思能力の欠如を注意する義務を怠ったなどとして, 不法行為による損害賠償請求権に基づき, 本件遺言公正証書によりAの長男Eが相続したものと第三者に処分した土地価格や遺言無効を確認した判決を得るために要した費用などの損害賠償を求めた事案である。原審は, Yの職員に過失があり, Yは使用者責任を負うとした上で, Yの職員の行為と因果関係のある損害としては上記土地価格のみを認め, さらに, Xらには上記土地に保全処分を講じなかった過失があるとして, 7割の過失相殺をした。これに対し, XらおよびYの双方から控訴がなされた。

本判決は, 本件遺言公正証書作成の前後に, Aの家族や意思能力の法的意味について理解のある税理士, 司法書士, 公証人が, Aの意思能力ないし遺言能力に疑問を感じていなかったという事実は, Aが対応する相手や場面によって少なくとも表面上は, 相当な言語理解能力を示したことを推認させ, Yの職員に対しても同様の能力を示したことがうかがわれると認定し, 遺言作成当時のAの遺言能力が否定されるとしても, そのことから直ちにその当時AがDに対してのAの意思能力ないし遺言能力について合理的な疑いを生じさせるような言動をしたと推認することはできない, としてYの職員に過失は認められないと判断し, 原判決のうちXらの請求を一部認容した部分を取り消し, Xらの請求を棄却した。

(3) 東京高決平成27年2月26日 判例タイムズ1423号199頁

平成27年(ラ)第109号 審判前の保全処分(子の引渡し) 審判に対する抗告事件(取消, 却下, 確定)

抗告人(父親)は, 相手方(母親)と平成22年に婚姻したが, 同26年に別居し, 長男(3歳未満)と同居していた。相手方は, 監護者を相手方と定める審判を求めるとともに, それまで常に一緒にいた母親から突然引離された長男の精神的な打撃が大きい, 第二子を懐胎しており精神的に不安定な状態で出産を迎えることになる, 相手方による監護教育を確実なものとし兄弟で生活できるようにする必要がある等とし, 未成年者の引渡しを求める審判前の保全処分を申し立てた。原審はこれを認容したが, 本決定は「強制執行を保全し, 又は子その他の利害関係人の急迫の危険を防止するために必要があるとき」に命ずることができる(家事事件手続法157条1項), 現在, 抗告人は両親の援助を受けて長男を特に問題なく監護教育しており急迫の危険はない, 平成27年 月 日には面会交流が実現され抗告人は今後も定期的に実施する意向を示している, 相手方は原審判前に出産を終えている等と指摘し, 上記要件を満たさないとし, 原審判を取消し, 申立てを却下した。

(4) 東京高判平成27年12月17日 金法2042号64頁

平成27年(ネ)第4619号 預金請求控訴事件(控訴棄却)

Xは亡Aの子であるが, Aにはほかに養子Bがあり, Aの全財産をBに渡す旨の自筆証書遺言があった。Aの死後, Aを称する者により, Bが代筆したA名義の払戻請求書がY銀行に提出され, これを受けてY銀行のAの預金が払い戻され, Bの預金口座に振り替えられていた。本件は, XがYに対し, 主位的に, Xの法定相続分である預金債権の2分の1相当額の払戻し及び遅延損害金の支払を求め, 予備的に, 不法行為に基づき, Xの遺留分相当額の損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案である。原審は, Xの請求を棄却したところ, これを不服とするXが控訴した。

本判決は、上記の預金払戻しについて、払戻しの時点で上記預金債権はその全部がBに帰属していたものとして、正当な受領権者に対する弁済であるか、または、民法479条に該当する弁済として有効であると判示した。また、預金債権は、真正な預金債権者との関係で効力を有する弁済により目的を達して全部が消滅したから、Xが預金債権を喪失したとはいえないうえ、その時点で遺留分減殺請求権の行使はなかったから、Yとしては、今後遺留分権利者が登場することまで想定して、同権利者に対して過誤払いを防止すべき注意義務を負っていたと解することはできないと判示した。

(5)札幌高判平成28年5月20日 裁判所HP

平成27年(ネ)第157号 損害賠償請求控訴事件(原判決変更,一部認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/916/085916_hanrei.pdf

プロ野球の試合を観戦中、打者の打ったファウルボールが被控訴人の顔面に直撃し右眼球破裂により失明した事故について、球場に設けられていた安全設備等に工作物責任ないし营造物責任上の瑕疵があったとは認められない(第1審はこの点を肯定した)が、球団運営会社は野球観戦契約に信義則上付随する安全配慮義務を尽くしたとは認められないとして、原審の判断を変更し、被控訴人の控訴人らに対する上記各責任に基づく損害賠償請求をいずれも棄却する一方、球団運営会社に対する債務不履行(安全配慮義務違反)に基づく損害賠償請求を一部認容した事案

(6)東京地判平成27年8月10日 判例時報2287号65頁

平成25年(ワ)第20107号 立替払請求事件(一部認容,一部棄却(確定))

本件は、クレジットカード(以下、カード)会社Xがカード契約に基づきカードの貸与を受けていた会員Yに対し、カード利用に係る立替金の支払を請求したのに対し、Yは請求金額中には一部不正使用に係る部分が含まれていると主張し、Yがカードを利用したか、Yが利用したとしてカード会員規約中の免責条項(会員が自らの意思で第三者に占有を移転したカードが使用された場合は本人の責任とし、盗難、詐取、横領又は紛失に係るカードが第三者により不正利用された場合も本人の責任とした上で一定の要件のもと会員の損害をカード会社が填補し会員は免責されるという趣旨の条項)が適用されるか等が主な争点となった事案である。

本判決は、立替金請求はカードが会員に貸与され、加盟店でカードが利用され、これについて立替払が行われたことのみが請求原因となり、不正利用に係わる事情は抗弁であるとしてYが利用したことを認めた上で、本件規約に列挙された事由は例示的でそれ以外の態様により会員の正当な意思によることなく占有が移転されるなどしたカードが不正使用された場合についても適用されると解するのが相当であるとし、Yは1時間4000円の約定で店舗に入店し飲食接待等のサービスを受けたが追加注文したのもシャンパン1本程度であったこと、一旦は店舗従業員が100万円を請求したものの最終的に5万円で合意した等の事情を考慮すれば店舗からの当初の請求は意図的な過大請求であったと認めざるを得ず、かかる請求をされると認識せずに本件カードを店舗従業員に交付したことは、Yの正当な意思によらない占有移転であり、店舗従業員が過大請求額に基づいて利用手続をとったことは不正使用にあたりと認められ、規約の適用があるというべきであると判示し、請求額81万9701円に対し90円(この90円は争いのない使用部分に係る立替金の確定遅延損害金であり本件の争いとは関係がない)の限度で認容した。

(7)津地裁四日市支部判平成27年10月28日 判例時報2287号87頁

平成26年(ワ)第178号 損害賠償請求事件(棄却(確定))

本件は、Y(テレビ会社)が工場爆発により死亡した者の遺影を親族及び友人のみ参列が許可された葬儀の後の出棺の際に隣接する敷地から遺族の許可を得ずに堀越しに撮影し、報道で使用したのに対し、その母親が情報プライバシー権としての本件遺影を公表されない自由及び静穏に故人を悼む利益や敬愛追慕の情を侵害するものとして不法行為に基づく損害賠償として慰謝料100万円を請求した事案である。本判決は、遺影は原告の子を撮影したものであり、原告のプライバシー権として公表されない自由があるということとはできない、本件報道は社会的関心の高い事故に対するもので遺影の報道が不必要とか不当な目的によるものであるとは言えず、撮影及び報道により社会的受忍限度を超えて原告の静穏に故人を悼む利益や敬愛追慕の情を侵害したといえないとした。

(8)東京家審平成27年4月14日 判例タイムズ1423号379頁

平成27年(家口)第5103号 審判前の保全処分(本案事件 親権停止審判事件)(認容,確定)

未成年者(乳児)に可及的速やかに手術を行わないと生命に危険が生じる旨診断されたにもかかわらず、父母が宗教上の理由から手術に必要な輸血を拒否した。申立人(児童相談所所長)は、手術を可能とするために親権停止の申立てとともに、親権停止及び職務代行者の選任を求める審判前の保全処分を申し立てた。本審判は、未成年者の生命の安全及び健全な発達を得るためには可及的速やかに手術を行う必要があり、緊急の場合に備え、事前に輸血について同意を得ておく必要があるとし、未成年者の生命に危険を生じさせる可能性が極めて高く、親権者らによる親権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害することが明らかであり、保全の必要性も認められるとし、親権者

の陳述を聞かず、本案審判の効力が生じるまでの間、親権者の未成年者に対する親権者としての職務の執行を停止し、申立人を職務代行者に選任した。

【商事法】

(9)東京高決平成28年3月28日 金法2043号78頁

平成27年(ラ)第991号,同第1737号 株式取得価格決定に対する抗告,同附帯抗告事件(原決定変更)

Y社は,昭和22年9月8日に設立された,土地,建物の所有および賃貸借等を主たる目的とし,資本金額27億9690万7985円とする株式会社である。Y社の株式について,発行済普通株式総数は,平成25年5月27日当時,5568万8795株であり,同年6月25日まで東証第一部に上場されていた。A社は,映画の製作・売買および賃貸借等を主たる目的とする株式会社であり,平成25年1月8日当時,Y社株式3275万2506株を保有していた。本件は,A社による利害関係参加人Y社を完全子会社とする取引の一環として,Y社の株式の公開買付け(買付価格735円。平成25年1月8日公表。)後にされたY社による全部取得条項付種類株式の全部の取得について,Xら及びZが,会社法172条1項に基づき,その保有していたY社の全部取得条項付普通株式の各取得価格の決定を求める事案である。原審は,上記株式の取得価格は1株につき835円とすると決定したところ,XらおよびY社が抗告し,Zが附帯抗告した。

本決定は,本件の公開買付価格は公正であり,取得価格決定手続においても,特段の事情のない限り尊重されるべきであるところ,裁判所が裁量により取得価格を決定するに際し,公正な手続を実質的に履践して定めたと認められる本件の公開買付価格に依拠せず,新たな価格を決定し直すべき特段の事情はないものと思料され,上記株式の取得価格は1株につき本件の公開買付価格と同額の735円と定めるのが相当であると判示した。

(10)東京地判平成27年10月8日 判例タイムズ1423号274頁

平成27年(ワ)第91号 預託金返還請求事件(認容,一部確定,一部控訴)

XはY1(株式会社 ゴルフクラブ)との間で入会保証金1000万円を預託しゴルフ場の会員契約を締結し,据置期間経過後に退会の意思表示をした上で,Y1に対し,未払年会費11万9040円を差し引いた988万0960円の返還を求め,Y2に対し,法人格濫用を理由に連帯支払を求めた。Y1は,経営状態が厳しく全会員に対して預託金の返還を行っておらず公平の観点からXに対してのみ応じることはできない,Y2は休眠会社でありゴルフ場を運営しているのはY1である等として争った。本判決は,債権者間の公平は強制執行手続や法的債務整理手続を通じて図られるとしてY1の主張を認めず,Y2については,商号がY1と同一であり本件ゴルフ場のクラブ名とも同一である,本件ゴルフ場所在地を本店所在地としている,代表者がY1と同一人でありY2の監査役がY1の前監査役である,本件ゴルフ場の領収証等の名義がいずれも ゴルフクラブである,クラブの会則などからY2が本件ゴルフ場を所有し経営していると誤認されるおそれがある等とし,設立当初より形骸化しているY2の法人格を借用してY1の財産をY2に形式的に帰属させたり,強制執行手続の際に財産の帰属を不明瞭にさせたりするためにY2を濫用的に設立したものとし,Y2は信義則上Y1と法人格を異にすることを主張できないとし,Xの請求を認容した。

【知的財産】

(11)知財高判 平成28年6月9日 裁判所HP

平成27年(行ケ)第10126号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/958/085958_hanrei.pdf

無効審判の請求人である原告が,特許無効審判の請求を棄却した審決の取消しを求めた事案であって,本件発明に対する本件審決の解釈は誤りであり,このような解釈を前提として本件発明の容易想到性を否定した本件審決の判断も誤りというべきであると判断された事案。

(ア) 本件審決は,本件特許の特許請求の範囲の請求項3の記載において,焼成の対象となるシート体は,本件ジルコニアシートの両表面における外縁部に重なる状態で,本件アルミナシートの両表面に電気絶縁性を有するアルミナ材料からなる一対の表面アルミナ層を配置して形成したものとされていることを根拠に,当該焼成の対象となるシート体は,各表面アルミナ層のアルミナシートとは反対側の面には他の層などが形成されていないものと認められるとする。

しかしながら,本件特許の特許請求の範囲の請求項3の記載においては,「シート体を形成し,該シート体を焼成することを特徴とするガスセンサ素子の製造方法」とされるのみであり,この記載からは,形成されたシート体をその後焼成することが規定されていることは明らかであるものの,その焼成の態様について何らかの限定をする趣旨を読み取ることはできず,焼成の対象となるシート体が,各表面アルミナ層のアルミナシートとは反対側の面に他の層などが形成されていないものに限定されるとの解釈を導き出すことはできない。

(イ) また,本件明細書の発明の詳細な説明の記載をみると,実施例2として,2枚のシート体をスペーサを介して積

層するなどして積層体を形成し、その後、この積層体を焼成してガスセンサ素子を製造する方法が記載されている一方、各表面アルミナ層のアルミナシートとは反対側の面には他の層などが形成されていないシート体(すなわち、積層体ではない単体のシート体)のみを焼成することについては、何らの記載もない。

このように、本件明細書の発明の詳細な説明においても、本件審決の上記解釈を根拠付ける記載はなく、むしろ、これと矛盾した記載がみられるものといえる。

(ウ)以上によれば、本件発明3において焼成するシート体について、各表面アルミナ層のアルミナシートとは反対側の面には他の層などが形成されていないものに限定されるとする本件審決の解釈は誤りであり、このような解釈を前提として、甲2発明(2)に甲3技術を適用した場合において焼成するシート体は、本件発明3において焼成するシート体とは異なるものであることを理由に、甲2発明(2)及び甲3技術に基づく本件発明3の容易想到性を否定した本件審決の判断も誤りというべきである。

(12)東京地判平成28年5月18日 裁判所HP

平成27年(行ケ)第10246号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/892/085892_hanrei.pdf

商標登録出願について拒絶査定を受けた原告は、不服審判を請求したところ、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決を受けたので、これを不服として審決取消訴訟を提起した事案。

本願商標は、欧文字13文字を横書きにした「PhotomakerPro」を基本とするものであり、その外観上、「Photomaker」及び「Pro」の各欧文字の部分を組み合わせて成る結合商標である。引用商標は、欧文字10文字の「PHOTO MAKER」と片仮名「フォトメーカー」を上下二段に横書きにしたものである。

本願商標の構成中の「Pro」の部分は、「プロ、玄人、専門家」を意味する「professional」の短縮語を表す。したがって、本願商標の「Pro」の部分は、コンピュータソフトウェアの品質等を直接表示するものであって、同部分から出所識別標識としての称呼、観念は生じない。

これに対し、原告は、本願商標の構成中「Pro」の部分は重要な役割をしており、「Photomaker」の部分に異なるイメージを与えている旨主張する。しかし、本願商標の構成中「Pro」の部分は、商品の品質等を直接表示するものであって、これが与える印象はその限度にとどまり、出所識別標識としての称呼、観念は生じない。したがって、本願商標と引用商標の類否を判断するに当たっては、本願商標の構成から「Photomaker」の部分抽出して対比することも許される。

そして、本願商標と引用商標とを対比すると、本願商標の「Photomaker」の部分と引用商標の上段部分は、構成文字のつづりが同一である。そして、本願商標の同部分と引用商標からは、「フォトメーカー」との同一の称呼が生じ、「写真を作る人」という同一の観念が生じる。したがって、本願商標と引用商標は、出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるので、両商標は類似するものといえることができ、として原告の請求は棄却された。

(13)東京地判平成28年5月26日 裁判所HP

平成25年(ワ)第33070号 特許権侵害行為差止等請求事件 特許権 民事訴訟(認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/936/085936_hanrei.pdf

特許権者である原告が、被告によるイ号物件等の製造及び販売が本件特許権を侵害すると主張して、本件特許権の侵害に係る民法709条等に基づく損害賠償金の支払い等を求めた事案であって、消滅時効期間の3年が経過する前に原告が本訴を提起したか争点になったが、消滅時効は成立しないと判断された事案。

被告は、ロ号物件が本件特許権1及び2を侵害することを遅くとも平成20年中に、ハ号物件がロ号物件と同様の構成を採用していることを遅くとも平成22年3月までにそれぞれ原告において認識していたから、本訴提起日までに消滅時効期間が経過したと主張する。

本件発明1及び2-1は、搬送手段、受皿、仕分ライン、読出し手段、あるいは、トレー、受光手段、遮光手段その他多数の構成物から構成されているから、本件特許権1及び2の侵害の有無を認識するには実際に納入された装置について詳細な調査を経ることが必要であると考えられるところ、本件事実関係によれば、本件において入札前に示された仕様に合致するというだけでは本件発明1、2-1及び2-2の実施となるかは判断できないこと、納入後にも原告の担当者はロ号及びハ号物件の構成を詳細に把握することができず、実際に調査を行ったのは平成25年になってからであることが明らかである。そうすると、被告の主張する時期までにロ号物件が本件発明1及び2-1の技術的範囲に、ハ号物件が本件発明1の技術的範囲に属すると原告が認識していたと認めることはできない。

したがって、ロ号及びハ号物件につき消滅時効は成立しない。

【民事手続】

(14) 最一判平成28年6月2日 最高裁HP

平成26年(受)第949号 債券償還等請求事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/927/085927_hanrei.pdf

(裁判要旨)

外国国家Yが発行した円建て債券に係る償還等請求訴訟につき当該債券の管理会社Xが任意的訴訟担当の要件を満たすものとして原告適格を有するとされた事例

(理由)

YとXらとの間では、Xらが債券の管理会社として、本件債券等保有者のために本件債券に基づく弁済を受け、又は債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する旨の本件授權条項を含む本件管理委託契約が締結されており、これは第三者である本件債券等保有者のためにする契約である。

本件債券等保有者は、本件債券の購入に伴い、本件債券に係る償還等請求訴訟を提起することも含む本件債券の管理をXらに委託することについて受益の意思表示をしたものであって、Xらに対し本件訴訟について訴訟追行権を授与した。

本件債券は、発行体が元利金の支払を怠った場合に本件債券等保有者が自ら適切に権利を行使することは合理的に期待できない点において、社債に類似する。そこで、Xら及びYの合意により、本件債券について社債管理会社に類した債券の管理会社を設置し、Xらに対して本件債券についての実体上の管理権のみならず訴訟追行権をも認める仕組みが構築された。以上に加え、Xらはいずれも銀行であって、銀行法に基づく規制や監督に服すること、Xらは、本件管理委託契約上、本件債券等保有者に対して公平誠実義務や善管注意義務を負うものとされていることからすると、Xらと本件債券等保有者との間に抽象的には利益相反関係が生ずる可能性があることを考慮してもなお、Xらにおいて本件債券等保有者のために訴訟追行権を適切に行使することを期待できる。

したがって、Xらに本件訴訟についての訴訟追行権を認めることは、弁護士代理の原則を回避し、又は訴訟信託の禁止を潜脱するおそれがなく、かつ、これを認める合理的必要性がある。

(15) 大阪高決平成24年3月29日 判例時報2288号36頁

平成24年(ラ)第223号 間接強制決定に対する執行抗告事件(取消(特別抗告))

別居中の夫・父が、妻・母に対し、母が監護している10歳の長女と父との面会交流を命じる審判(債務名義)の執行として間接強制の申立をした事案において、抗告審裁判所は、母において多くの争訟事件の末ようやく引き渡しを受けた長男との面会交流が実施されていることに照らせば、長女との父子面会交流が実現していないのは母の意思に基づくものであるとの父の主張は採用できず、長女は既に10歳であり、面会を拒む意思を強固に形成しており、母が面会を働きかけても限界があり、本件事情の下では父子面会を実現させるために更なる努力を強いることは相当ではなく、かかる努力を強いても、それが奏功する見込みがあるとはいえず、母の意思のみで実現することは不可能な債務であるとして、間接強制を命じた原決定を取り消し、同申立を却下した事例。

(16) 神戸地判平成27年8月18日 金法2042号91頁

平成27年(ネ)第208号 否認権行使請求事件(一部請求認容・一部請求棄却)

クレジット会社Yは、Aとの間で、同人が購入した自動車について、所有権をYに留保するとともに、その購入代金をYが立替払いする旨の契約を締結した。Yは、当該自動車について所有権登録を受けないままであったが、Aの代理人弁護士から支払停止の通知を受け、所有権留保に基づいて同自動車をAから引き上げて売却し、売却代金90万1730円から査定費用6825円を控除した89万4905円をAのYに対する債務に充当した。本件は、その後、Aについての破産手続が開始したところ、破産管財人に選任されたXが、Yの主張する所有権留保は對抗要件を備えていないからXに対抗できず、上記充当行為は破産法162条1項1号イ所定の偏頗行為に該当すると主張して、上記自動車の売却価格と同額の価額償還を求めた事案である。

本判決は、Yは、AのYに対する支払停止の通知を受領したことにより、Aが支払不能に陥ったことを知りながら上記充当行為をしており、上記充当行為は、破産財団を構成すべき本件自動車の引渡しを受けて、これを換価してYのAに対する立替金債権に充当し、債務を一部消滅させる効果を生じさせるものであるから、本件自動車の引渡しの段階で破産法162条1項にいう「債務の消滅に関する行為」に該当する行為があったと評価でき、Xは、同項1号イに基づき、価額償還の方法による否認権を行使することができるかと判示したうえ、償還すべき価額としてはXの否認権行使時の本件自動車の価額76万4645円とした。

【刑事法】

(17) 東京高判平成27年10月30日 最高裁HP

平成27年(う)第1017号 業務上過失致死被告事件(控訴棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/905/085905_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、社団法人甲(当時)が認定する「上級登攀ガイド」の資格を備え、山岳ガイドの業務に従事していたが、有料登山ツアーを企画、主催し、5名の女性登山客を引率して、降雨の中、登山を開始し、その登山道上で天候悪化のため、登山客らを強風、みぞれ、吹雪等にさらさせて、追従、歩行ができない状態に陥らせ、そのうち4名を低体温症で死亡させる行為により、業務上過失致死罪で起訴され、第1審判決は有罪とされた。

弁護人は、結果予見可能性及び結果回避義務がなく過失がないと主張して控訴した。

(判旨)

1 結果の予見可能性について

過失判断の前提としての予見の内容としては、「遭難事故となる危険性のあるような天候の悪化の可能性」で足り、それ以上に「現に生じたような著しい天候の悪化の可能性」は予見の対象とならないというべきであるから、原判決の判断は正当である。

被告人と同等の立場にある通常の山岳ガイドであれば、(前日発表の気象予報から)本州南岸の温帯低気圧が発達を続けながらゆっくりと北上することによって、本州付近が冬型の気圧配置になり、天候が悪化し、本件登山コース上で、登山客らが強風、みぞれ、吹雪等にさらされ、低体温症に陥って、追従、歩行が困難となり、遭難事故により死亡するに至る危険を予見することは可能であったと考えられるから、被告人に結果の予見可能性は認められる。

2 結果の回避義務について

被告人には、遅くとも、被害者らの生命、身体に対する危険を生ずる結果を回避することが可能であったと認められる清水尾根の途中において、本件登山を中止して不帰岳山頂直下の避難小屋に引き返すなどの対応をとる義務があったものというべきである。

有料登山ツアーでは、登山者が自己の責任で行う通常の登山の場合と異なり、登山客は、登山中の安全の確保についてツアーの引率者に依存するところが大きいから、登山客が自らの判断で着衣を調整することは期待できないのであって、山岳ガイドには、登山客の服装、装備について絶えずチェックし、暑さ、寒さの程度や天候の変化の見込みに応じて脱ぎ着を指示し、確認することが求められる。

弁護人は、被告人において防寒用の服を着用するように注意や指示を行ったというが、実際には、被害者らは遭難当時いずれも上半身に防寒具を着用しておらず、少なくとも被害者のうち2名は、下半身に雨具のほかにはタイツないしスパッツを履いただけでズボンなどを着用していなかった。また、本件登山客のうち死亡を免れたCは、不帰岳の避難小屋を出てから清水岳頂上直下までの間に被告人から着衣を足すような指示、確認はなかったと供述している。そうすると、被告人は、被害者らへの脱ぎ着の指示、確認等をしなかったか、仮にしたとしてもその指示は不十分であったと考えられるから、結果の回避義務を否定する弁護人の主張も理由がない。

よって、被告人は、本件登山において、天候状況を的確に予測し、登山コースの地形的特徴等を考慮し、被害者らの装備の状況を把握するなどして被害者らの遭難事故による凍死という結果の発生を予見し、清水尾根の途中で引き返すなどしてその結果の発生を回避する義務があったにもかかわらず、これに違反し、漫然被害者らを不十分な装備のまま引率して本件登山を続行した過失により被害者らの死亡という結果を招いたものであって、被告人に業務上過失致死罪が成立するとの原判断は正当であるから、控訴を棄却する。

(18) 最三判平成28年4月26日 最高裁HP

平成26年(あ)第477号 強盗殺人、死体遺棄被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/924/085924_hanrei.pdf

(要旨)

死刑の量刑が維持された事例(長野一家3人強盗殺人事件)

(事案)

被告は、高利貸しを本体とする事業グループの従業員として長年会長宅に住み込んで働いてきたが、会長親子から頻りに暴力的な扱いを受け、会長の息子である専務からは逃げたら命を奪うかのような脅しを繰り返し受けながら、長時間の労働を強いられるなどしたため、被告人は、心身共に疲弊し、会長親子の束縛から解放されたいという思いを募らせ、会長らの殺害を決意し、また死体運搬・保管役のCへの報酬の原資等を得るため、会長らの現金等を奪うことを同僚A、B及びCと共謀の上、同グループの会長宅において、睡眠導入剤を用いて専務を昏睡状態に陥らせたところ、その妻に不審を抱かれたため同女をロープで絞殺し、その後専務及び会長を順次同様に絞殺して現金合計約416万

円を強取し、同人らの死体を愛知県内の資材置場まで運んで土中に埋めて遺棄するなどした行為において、強盗殺人、死体遺棄罪で起訴された。

第1審は、死刑を科刑し、原判決もこれを維持した。

弁護人が上告した。

(判旨)

被告人の動機、経緯は安易かつ短絡であり、専務の妻の殺害との関係では何ら酌量すべき事情にはならず、会長及び専務に対する強盗殺人、死体遺棄は計画性が認められ、専務の妻の殺害は犯行完遂の障害を排除する意図からあえて行ったものであり、犯行態様は冷酷かつ非情であり、一度に3名の生命を奪ったという結果は誠に重大で、遺族らの処罰感情は厳しい。被告人は、会長親子の殺害と死体処分のための資金の強奪を提案し、A、Cを順次犯行に引き込みつつ具体的な準備を進め、犯行当日も、睡眠導入剤により専務を昏睡させ、その妻に不審を抱かれるや、ためらうAを説得し、急きょBも呼び出し、自ら率先して被害者3名の殺害に着手し、死体の遺棄も自ら実行するなど、終始犯行を主導した。

以上より、被告人の刑事責任は極めて重大であるといわざるを得ず、被告人が警察から事情聴取を受けた末とはいえ自首し、反省の態度を示していることなど、被告人のために酌むべき事情を十分に考慮しても、原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は、やむを得ないものとして、当裁判所もこれを是認せざるを得ないから、上告を棄却する。

(19) 最一決平成28年5月25日 最高裁HP

平成26年(あ)第1105号 業務上過失致死傷被告事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/917/085917_hanrei.pdf

(要旨)

ガス抜き配管内での結露水の滞留によるメタンガスの漏出に起因する温泉施設の爆発事故について、設計担当者に結露水の水抜き作業に係る情報を確実に説明すべき業務上の注意義務があったとされた事例

(事案)

東京都内の温泉施設(以下「本件温泉施設」という。)は、客用の温泉施設等があるA棟と温泉一次処理施設等があるB棟があるが、B棟内において、爆発事故の結果、従業員3名が死亡し、2名が負傷し、B棟付近路上において、通行人1名が負傷した。

爆発事故の因果経過は、結露水が各ガス抜き配管内にたまり、各ガス抜き配管が閉塞し、ないし通気を阻害されたことにより、行き場を失ったメタンガスが、B棟地下機械室内に漏出した上、同室内に設置された排気ファンも停止していたため滞留し、温泉制御盤のマグネットスイッチが発した火花に引火して、爆発が発生したというものである。

被告人は、不動産会社(以下「本件不動産会社」という。)からの建設工事を請け負った建設会社(以下「本件建設会社」という。)の設計部門に所属し、本件温泉施設の衛生・空調設備の設計業務を担当した者であり、建築設備に関する高度の知識と豊富な経験を有していた。さらに、本件建設会社では、施工部門の担当者が、発注者に対して、設備の保守管理につき説明する職責を負い、設計部門の担当者は、施工部門の担当者に対して、その点につき的確な説明がされるよう、設計上の留意事項を伝達すべき立場にあった。

本件温泉施設は、温泉水をくみ上げていたが、メタンガスが溶存していたため、同室内でメタンガスを分離させ、メタンガスを屋外へ放出するようになっていたが、メタンガスがガス抜き配管を通る際に生じる結露水がたまるため、それを排出する必要があるが、そのことを被告人も認識できたが、それらのことが本件建設会社から本件不動産会社に説明されることはなく、本件温泉施設で温泉水のくみ上げが開始されてから本件爆発事故に至るまでの間に、各水抜きバルブが開かれたことは一度もなかった。

被告人は、業務上過失致死傷罪で起訴され、第1審は有罪判決であり、原判決もこれを是認した。

弁護人が上告した。

(判旨)

被告人は、その建設工事を請け負った本件建設会社におけるガス抜き配管設備を含む温泉一次処理施設の設計担当者として、職掌上、同施設の保守管理に関わる設計上の留意事項を施工部門に対して伝達すべき立場にあり、自ら、ガス抜き配管に取り付けられた水抜きバルブの開閉状態について指示を変更し、メタンガスの爆発という危険の発生を防止するために安全管理上重要な意義を有する各ガス抜き配管からの結露水の水抜き作業という新たな管理事項を生じさせ水抜きバルブに係る指示変更とそれに伴う水抜き作業の意義や必要性について、施工部門に対して的確かつ容易に伝達することができ、それによって上記爆発の危険の発生を回避することができたものであるから、被告人は、水抜き作業の意義や必要性等に関する情報を、本件建設会社の施工担当者を通じ、あるいは自ら直接、本件不動産会社の担当者に対して確実に説明し、メタンガスの爆発事故が発生することを防止すべき業務上の注意義務を負う立場にあったというべきであるが、この伝達を怠ったことによってメタンガスの爆発事故が発生することを予見できたということもできるから、この注意義務を怠った点について、被告人の過失を認めることができる。

よって、第1審判決を是認した原判決は正当であるから、上告を棄却する。

(20) 最一決平成28年6月21日 最高裁HP

平成26年(あ)第1546号 児童福祉法違反被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/960/085960_hanrei.pdf

(要旨)

- 1 児童福祉法34条1項6号にいう「淫行」の意義
- 2 児童福祉法34条1項6号にいう「させる行為」に当たるか否かの判断基準

(判旨)

児童福祉法34条1項6号にいう「淫行」とは、同法の趣旨(同法1条1項)に照らし、児童の心身の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる性交又はこれに準ずる性交類似行為をいうと解するのが相当であり、児童を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような者を相手とする性交又はこれに準ずる性交類似行為は、同号にいう「淫行」に含まれる。

そして、同号にいう「させる行為」とは、直接たると間接たるとを問わず児童に対して事実上の影響力を及ぼして児童が淫行をなすことを助長し促進する行為をいうが(最高裁昭和39年(あ)第2816号同40年4月30日第二小法廷決定・裁判集刑事155号595頁参照)、そのような行為に当たるか否かは、行為者と児童の関係、助長・促進行為の内容及び児童の意思決定に対する影響の程度、淫行の内容及び淫行に至る動機・経緯、児童の年齢、その他当該児童の置かれていた具体的状況を総合考慮して判断するのが相当である。

(21) 大阪地決平成27年1月27日 判例時報2288号134頁

平成26年(わ)第124号・同324号・同1317号・同1422号・同2945号・同3165号・同3741号 窃盗, 建造物侵入被告事件

建造物侵入・窃盗等の共犯事件において、警察が、平成25年5月から12月までの間、共犯者らが使用する自動車やバイクに対し、無令状でGPS発信機を車両外部に磁石で取付、各車両の位置情報を断続的に取得しつつ追尾等を行う捜査(本件GPS捜査)を実施した事案。本件GPS捜査はプライバシーを侵害する違法な強制処分であるなどとして、これによって得られた証拠の証拠能力がないと主張した。

裁判所は、捜査官が携帯電話機を使って接続した時だけ位置情報が取得されるもので、24時間ではないこと、位置情報は数百メートルの誤差が生じることもあったこと、捜査官らは尾行の補助手段として位置情報を使用していただけで、記録として蓄積していたわけではないことなどから、通常の張り込みや尾行等と比して特にプライバシー侵害の程度が大きいものではなく、強制処分には当たらないとし、証拠の証拠能力を肯定し、証拠として採用した。

(22) 大阪地決平成27年6月5日 判例時報2288号134頁

平成25年(わ)第5962号・平成26年(わ)第28号・同468号・同1318号・同1421号・同2947号・同3164号・同3739号・同4569号 窃盗, 建造物侵入, 傷害被告事件(一部却下(控訴, 控訴棄却))

建造物侵入・窃盗等の共犯事件において、警察が、平成25年5月から12月までの間、共犯者らが使用する自動車やバイクに対し、無令状でGPS発信機を車両外部に磁石で取付、各車両の位置情報を断続的に取得しつつ追尾等を行う捜査(本件GPS捜査)を実施した事案。本件GPS捜査はプライバシーを侵害する違法な強制処分であるなどとして、これによって得られた証拠の証拠能力がないと主張した。

裁判所は、誤差数十メートル程度と高い精度で、私有地・ラブホテルなどプライバシー保護の合理的期待が高い空間に対象が所在する場合でも位置情報が取得することができること、警察官は本件GPS端末取付・取り外しのためにラブホテル駐車場内に立ち入っており、管理権者に対する権利侵害がある可能性を否定し難いことなどの事情から、本件GPS捜査は対象車両使用者のプライバシー等を大きく侵害し、強制処分に当たると認め、携帯電話機等の画面上に表示されたGPS端末の位置情報を捜査官が五官の作用によって観察するものであるから検証としての性質を有するとし、検証許可状によることなく行われた同捜査は違法であるとし、同捜査により直接得られた証拠及びこれと密接に関連する証拠15点の証拠能力を否定し、検察官の証拠調べ請求を却下した。

【公法】

(23) 福岡高裁宮崎支部決平成28年4月6日 判例時報2290号90頁

平成27年(ラ)第33号 川内原発稼働等差止仮処分申立却下決定に対する即時抗告事件(抗告棄却(確定))

稼働中の原子力発電所である川内原発一・二号機の周辺の住民であるXらとその差止め申し立て仮処分について、申立却下され、即時抗告した事案。

本決定は、Xらが原子炉施設につき客観的に安全性にかけ、放射性物質が周辺環境に放出され、直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険の存在につき主張、立証(疎明)責任を負うこと、Xが一定の地域に居住する等の場合にはY(事業者)が具体的危険が存在しないことにつき相当の根拠、資料に基づき主張、立証(疎明)する必要がある、Yがこれを尽くさ

ない場合、上記危険の存在が事実上推定されること、Yが原子力規制委員会の審査基準に適合する旨の判断をした場合には、判断に不合理な点がないこと、ないしは調査審議および判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証(疎明)すれば足りること、を述べた上で、新規制基準は何ら不合理な点はなく、Yの重大事故対策が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断が不合理であるとはいえないこと、Yが相当の根拠、資料に基づく疎明を尽くしたこと、川内原発が耐震安全性を欠くことにより、直接的かつ重大な被害を受ける具体的な危険が存在するということができないこと等を判示し、被保全権利の疎明がないとして、抗告を棄却した。

(24)福井地決平成27年4月14日 判例時報2290号13頁

平成26年(ヨ)第31号 大飯原発三、四号機および高浜原発三、四号機運転差止仮処分命令申立事件(認容(保全異議申立て(取消)))

高浜原発から250キロメートル圏内に居住しているXらが関西電力に対し、人格権の妨害予防請求権に基づいて、高浜原発の三・四号機(以下、「本件原発」という)の運転差止めの仮処分を求めた事案。なお、大飯発電所についても債権者らの一部が同様の仮処分を求めているがこれは保全の必要性に係る審理の状況に照らしまだ決定をするに熟していないとされた。

本決定は、本件原発の安全施設、安全技術には多方面にわたる脆弱性があるといえ、基準地震動(原発施設の耐震設計において基準とすべき地震動)の策定基準を見直し、基準地震動を大幅に引き上げ、それに応じた根本的な耐震工事を実施する、外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるように耐震性をSクラスにする、使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む、使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性をSクラスにするという各方策がとられることによってしか解消できないが、原子力規制委員会が策定した新規制基準はこれらをいずれも規制の対象としていないと述べ、新規制基準に求められるべき合理性とは、原発の設備が基準に適合すれば深刻な災害を引き起こすおそれが万が一にもないといえるような厳格な内容を備えていることであると解すべきであり、新規制基準は緩やかに過ぎ、同基準に適合しても本件原発の安全性は確保されていないと判示し、新規制基準が合理性を欠くものである以上に、新規制基準に適合するか否か判断するまでもなく、Xらの人格権侵害の具体的危険性が肯定できることになるとし、Xらの仮処分申立を認めた。

【社会法】

(25)東京高判平成27年10月7日 判例時報2287号118頁

平成27年(ネ)第3329号・同第4260号 地位確認等請求控訴,同附帯控訴事件(控訴棄却(上告・上告受理申立て))

本件は医療法人Yに雇用された医師Xが看護師らに対する不適切な言動等を理由になされた解雇が無効であり不法行為に当たるとして雇用契約上の地位確認,解雇後の賃金賞与,慰謝料,解雇前の時間外労働・深夜労働に対する割増賃金及びこれに対する付加金の支払いを求めた事案である。

原審は解雇を有効,不法行為の成立を否定したが,解雇前時間外労働のうちXY間の雇用契約の一部である医師時間外勤務給与規程(本件規程)において時間外手当の対象外とされた時間の労働に対する割増賃金はXの年俸制賃金の中に含めて支払う旨の合意が有効に成立しているとして,当該部分の未払割増賃金の存在を否定し,合意の対象に含まれていないと認めた深夜労働及び月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金及び付加金等の支払いを認容し,Xは控訴した。

本判決は,原審とほぼ同様の判断をし控訴を棄却したが,Yは原判決後に命じられた金員を全額供託した結果,Yの支払い義務は消滅し,本来付加金を命ずることが相当であるがXの受領拒絶を原因として供託したことからXは付加金の請求もできないと判断した。

なお,本判決及び原判決は,時間外手当を年俸制賃金に含めて支払う合意を有効としたが,医師としての職務と責任に照らせば本件規程に合理性が認められること,Xは自らの労働提供について自らの裁量で律することが可能であり,賃金も高待遇な額(年額1700万円等)であり労働者としての保護に欠けるおそれがないこと等を理由とした。

(26)東京地判平成27年9月7日 判例タイムズ1423号295頁

平成25年(ワ)第32891号 損害賠償請求事件(請求棄却,控訴)

Xは,NHKの委託を受けたYの従業員として放送車両の運転業務に従事し,深夜,NHK放送センター内にあるY営業所の仮眠室の二段ベッド上段で仮眠していたところ,火災報知器の誤作動により避難のアナウンスが流れたため,ベッドから降りようとした際にはしごを踏み外して床に転落し受傷した。Xは Yが使用させた本件ベッドが通常有すべき安全性を欠いていた, NHKの職員が火災報知器の操作を誤った(上記受託関係及び仮眠室もNHKの施設を利用して)いた等の両者の関係からYはNHK職員の過失行為についても責任を負う, Yのデスク(安全運行のために選任された運行管理者及び代表者)が上記誤作動後に仮眠室の確認を怠ったとし,労働契約に付随する信義則上の安全配慮義務

に違反するとして不法行為等に基づく損害賠償を請求した。本判決は、本件ベッドの構造(市販のものと同様であり格別特殊なものではない)や付帯設備(金属製の手摺りや蛍光灯が設置されている)、一般家庭で使用する二段ベッドについて製品安全協会が定めた「二段ベッドの認定基準及び基準確認方法」との基準との対比等から安全性に欠けることはない、YはNHK職員の使用者ではなくこれを指導監督する立場にはなかったのでYの責任はない、上記誤作動後、YのデスクがXの様子を確認する余裕もなくYは受傷したものであり救護活動にも遅延はなかったとして、Yの注意義務違反を否定し、Xの請求を棄却した。

(27)東京地判平成28年5月31日 裁判所HP

平成25年(ワ)第15928号 損害賠償等請求事件 不正競争 民事訴訟(一部却下,一部認容,一部棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/937/085937_hanrei.pdf

酒類の輸出入等を目的とする株式会社である原告が、原告の元従業員である被告Aら(被告A及び同B)が、原告在職中に、被告会社を設立し、原告の取引先である海外のワイン生産者らに対し、原告を中傷した上で被告会社として取引を希望する旨のメールを送ったりし、原告退職後に、被告会社において、原告と取引関係のあった海外のワイン生産者らからワインを購入した、被告Aらが、原告の営業秘密たる本件顧客名簿を不正に取得・使用したなどと主張して、被告らに対し、次の(ア)(イ)(ウ)(エ)の各請求をする事案である。

(ア)原告は、被告Aらに対し、被告Aらによる上記行為が原告に対する共同不法行為に該当し、また、被告Aらによる本件顧客名簿の取得、使用などが不正競争に該当するとして、損害賠償金の支払を求める。

(イ)原告は、原告在職中に被告Aが設立した被告会社が被告Aらの不法行為について使用者責任を負い、また、被告会社による本件顧客名簿の取得及び使用が不正競争に該当するとして、被告Aらと同額の金員の連帯支払を求める。

(ウ)原告は、被告Aらに対し、本件顧客名簿を用いた営業行為の差止めを求める。

(エ)原告は、被告Aらに対し、本件顧客名簿が記録されたコンピューター内の記録媒体等の引渡しを求める。

(1)原告は、本件顧客名簿が原告の営業秘密であるとしてこれを用いた営業行為の差止め等を求めるが、本件顧客名簿は、顧客の『納品先コード』、『請求or納品』、『納品先名』、『住所』、『備考』等の記入欄があるもの、単に上記のような項目を並べたにすぎず、顧客名やその各項目に係る具体的内容は何ら記載されていないから、営業秘密の内容が何ら特定されていないといわざるを得ず、ひいては、差止め・廃棄及び引渡しの対象が具体的に特定されているとは認められない。したがって、本件顧客名簿を用いた営業行為等の差止め等は、不適法として却下すべきである。

(2)被告Aには、被告会社による本件生産者からのワイン購入のうち、原告が購入予約をしていたワインを購入した行為及び同購入に向けられた一連の行為の限度で、原告に対する不法行為が成立すると認められる。

(3)被告Bについては、被告Aの上記行為に関与したことを認める証拠がなく、被告Aの上記行為について、被告Bに共同不法行為が成立するとは認めることができない。

(4)被告Aは被告会社の代表取締役であって、「被用者」ではないから、被告Aの行為について被告会社が使用者責任を負う余地はない。被告Bに原告に対する不法行為は成立しないから、被告会社が被告Bの行為につき使用者責任を負う余地はない。

(5)原告は、本件顧客名簿が営業秘密に当たると主張する一方、本件顧客名簿の具体的内容について何ら主張していないのであるから、本件顧客名簿が営業秘密に当たるとは認められない。仮にこの点を措くとしても、原告の本社事務所には、顧客の連絡先、購入商品等が記載された納品書などが、施錠等をされることもなく、誰でも自由に閲覧可能な状態で置かれていたことも考慮すれば、本件顧客名簿が秘密として管理されていたこと(秘密管理性)も認めるに足りない。以上によれば、本件顧客名簿についての不正競争の成立は認められない。

(6)以上によれば、原告の訴えのうち被告Aらに対する前記(ウ)(エ)の各請求に係る部分は不適法であるからこれを却下し、前記(ア)(イ)の請求のうち、被告Aに対する請求は主文第2項(被告Aは、原告に対し、295万8798円及びこれに対する年5分の割合による金員を支払え。)の限度で理由があるからこれを認容し、被告Aに対するその余の請求並びに被告会社及び被告Bに対する請求はいずれも理由がないからこれらを棄却する。

【紹介済判例】

最一決平成25年12月19日 判例タイムズ1423号138頁

平成25年(許)第6号文書提出命令申立て却下決定に対する抗告審の一部変更決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/835/083835_hanrei.pdf

法務速報153号16番で紹介済

最一決平成26年11月27日 判例タイムズ1423号135頁

平成26年(許)第19号 訴訟費用額確定処分異議申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告

棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/661/084661_hanrei.pdf

法務速報164号13番で紹介済

最二決平成26年11月28日 判例タイムズ1423号143頁

平成26年(シ)第538号 勾留取消し請求却下の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/662/084662_hanrei.pdf

法務速報164号18番で紹介済

東京高判平成27年1月26日 判例タイムズ1423号171頁

平成26年(ネ)第1946号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却,変更,取消,上告,上告受理申立)

法務速報168号4番で紹介済

東京地判平成27年1月26日 判例タイムズ1423号329頁

平成25年(ワ)第31372号 所有権移転登記手続等請求事件(一部認容,確定)

法務速報170号7番で紹介済

最二判平成27年11月6日 判例時報2287号28頁

平成26年(行ヒ)第71号 第二次納税義務告知処分取消等請求事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=85444

法務速報175号27番で紹介済

最一判平成27年11月19日 金法2043号66頁

平成25年(受)第2001号 求償金等請求事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/486/085486_hanrei.pdf

法務速報176号1番で紹介済

最三判平成27年12月8日 判例時報2288号31頁

平成25年(受)第2307号 寄附行為変更無効確認等請求事件(破棄自判)

法務速報176号3番で紹介済

最一判平成27年12月14日 判例時報2288号15頁

平成27年(行ヒ)第301号 開発許可処分取消請求事件(上告棄却)

法務速報176号35番で紹介済

最一判平成27年12月14日 判例タイムズ1423号117頁

平成26年(オ)第77号,平成26年(受)第93号 退職一時金返還請求事件(破棄自判(控訴棄却))

法務速報176号36番で紹介済

最三判平成28年1月12日 判例タイムズ1423号129頁

平成26年(受)第1351号 保証債務請求事件(破棄差戻)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/594/085594_hanrei.pdf

法務速報177号1番で紹介済

最二判平成28年1月22日 判例タイムズ1423号112頁

平成27年(行ヒ)第156号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/620/085620_hanrei.pdf

法務速報178号19番で紹介済

最二判平成28年2月26日 判例タイムズ1423号124頁

平成26年(受)第1312号,平成26年(受)第1313号 価額償還請求上告,同附帯上告事件(上告棄却,附帯上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/705/085705_hanrei.pdf

法務速報179号1番で紹介済

2. 平成28年(2016年)6月27日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 190 35

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律

・・・酒類小売業者は酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任しなければならないこと,当該酒類販売管理者に財務省令で定める期間ごとに当該研修を受けさせなければならないこと等を定めた法律。

・衆法 190 36

発達障害者支援法の一部を改正する法律

・・・発達障害者の定義の見直し,発達障害者の教育・就労・地域における生活等に関する支援,発達障害者の家族等の支援等の施策の強化,発達障害者支援地域協議会に関する規定の新設等を定めた法律。

・衆法 190 44

平成28年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律

・・・被災者等が自ら平成28年熊本地震災害関連義援金を使用することができるようにするため,平成28年熊本地震災害関連義援金について,差押えを禁止すること等を定めた法律。

・衆法 190 45

平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律

・・・平成32年に開催される東京オリンピック競技大会,東京パラリンピック競技大会の円滑な準備・運営の推進に関する政府の取組の状況に関する国会への報告について定めた法律。

・衆法 190 46

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律

・・・国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害弔慰金等の支給について定めた法律。

・衆法 190 47

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律

・・・仮認定特定非営利活動法人の名称を特例認定特定非営利活動法人に改め,認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の所轄庁への事前の提出を不要とすること等を定めた法律。

・衆法 190 49

真珠の振興に関する法律

・・・真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する農林水産大臣及び経済産業大臣による基本方針の策定,真珠の加工及び流通の高度化,真珠の輸出の促進等の措置について定めた法律。

・参法 190 6

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

・・・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組についての基本理念を定め,国等の責務を明らかにし,基本的施策を定めた法律

・閣法 189 42

刑事訴訟法等の一部を改正する法律

・・・刑事手続における取調べの録音・録画制度,証拠収集等への協力・訴追に関する合意制度,証人等の氏名等の情報を保護するための制度等の創設,犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大,被疑者国選弁護制度の対象事件の範囲の拡大等を定めた法律。

・閣法 189 57

総合法律支援法の一部を改正する法律

・・・日本司法支援センターの業務として、認知機能が十分でない者・大規模な災害の被災者等を援助する業務を追加すること等を定めた法律。

・閣法 189 70

確定拠出年金法等の一部を改正する法律

・・・業年金制度等について、個人型確定拠出年金の加入者の範囲の見直し、小規模事業所の事業主による個人型確定拠出年金への掛金の納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務の追加等を定めた法律。

・閣法 190 12

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

・・・下級裁判所の判事の員数の増加、裁判官以外の裁判所の職員の員数の減少を定めた法律。

・閣法 190 18

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

・・・国際競争力の強化に資する都市開発事業の促進を図るための金融支援制度の拡充、非常用の電気又は熱の供給施設に関する協定制度の創設、特定用途誘導地区に関する都市計画において定めるべき事項の追加等を定めた法律。

・閣法 190 28

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律

・・・再生可能エネルギー発電事業についてその事業計画を認定する制度の創設、再生可能エネルギー電気の調達価格等の決定方法の見直し、再生可能エネルギー電気の調達義務対象者の見直し等を定めた法律。

・閣法 190 34

宅地建物取引業法の一部を改正する法律

・・・宅地建物取引業者に対し、建物状況調査を実施する者のあっせんに関する事項の媒介契約書への記載、建物状況調査の結果の買主等への説明等を義務付け、宅地建物取引業者を営業保証金等による弁済の対象から除外すること等を定めた法律。

・閣法 190 39

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律

・・・自立支援給付・障害児通所支援の充実、事業者に係る情報の公表制度の創設、市町村障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の策定の義務付け等について定めた法律。

・閣法 190 43

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律

・・・金融グループの経営管理機能の充実、金融グループ内の共通・重複業務の集約及び金融グループと金融関連IT企業等との提携の容易化、仮想通貨交換業に関する制度の整備等について定めた法律。

・閣法 190 44

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律

・・・業務停止を命ぜられた法人の役員等が当該停止を命ぜられた範囲の業務について一定の期間は新たな業務の開始等を禁止できること、電話勧誘販売について通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の申込みの撤回等の制度の創設等を定めた法律。

・閣法 190 45

消費者契約法の一部を改正する法律

・・・無効とする消費者契約の条項の類型の追加、取消権の行使期間を伸長すること等を定めた法律。

・閣法 190 46

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・事業分野別に新たに経営力の向上のための取組等を示した指針を主務大臣において定めること、当該取組を支援す

るための措置等を定めた法律。

・閣法 190 48

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律

・・・行政・独立行政法人等の事務や個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報を加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みを設けること等を定めた法律。

・閣法 190 49

民法の一部を改正する法律

・・・女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消・取消しの日から6ヶ月と定める民法の規定のうち100日を超える部分は憲法違反であるとの最高裁判所判決があったことに鑑み、当該期間を100日に改めること等を定めた法律。

・閣法 190 51

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

・・・地域における地球温暖化対策の推進に係る規定の整備、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に基づく約束の履行に係る規定の整理等を定めた法律。

・閣法 190 53

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律

・・・国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を定めた法律

・閣法 190 55

児童福祉法等の一部を改正する法律

・・・児童の福祉を保障するための原理の明確化、児童相談所の体制の整備、児童福祉法による施設入所等の措置の対象となる者の範囲の拡大等を定めた法律。

3.6月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

水野有子 著 日本加除出版 416頁 3,564円

Q&A家事事件手続法下の離婚調停 人事訴訟と家事審判を踏まえて

渋谷 陽一郎 著 民事法研究会 319頁 3,564円

民事信託における受託者支援の実務と書式

一般社団法人民事信託推進センター 編 民事法研究会 349頁 3,456円

有効活用事例にみる民事信託の実務指針 スキーム立案・登記・税務

犬塚 浩 監修 永 滋康/宮田 義晃/西浦 善彦/石橋 京士/堀岡 咲子 著者 創耕舎 242頁 3,348円

Q&A建築瑕疵損害賠償の実務 損害項目と賠償額の分析

伊藤秀城 著 日本加除出版 160頁 2,160円

実務裁判例 借地借家契約における原状回復義務

斎藤輝夫 監修 日本加除出版 316頁 3,240円

Q&A家事事件と保険実務 成年後見・高齢者・相続・遺言・離婚・未成年・親族

4.6月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

水上貴央 著 日本加除出版 492頁 4,536円

再生可能エネルギービジネスの法律と実務

平尾 覚 著 清文社 200頁 2,700円

日本版司法取引と企業対応 平成28年改正刑訴法で何がどう変わるのか

虎ノ門法律経済事務所 編 新日本法規 636頁 6,264円

法律実務家のための事件処理における税金・年金・保険

関原秀行 著 日本加除出版 280頁 2,700円

基本講義プロバイダ責任制限法 インターネット上の違法・有害情報に関する法律実務

岩本安昭/越智敏裕 編著 新日本法規 366頁 4,752円

行政紛争処理マニュアル 新しい行政争訟制度から紛争類型別訴訟まで

青山 修 著 新日本法規 404頁 4,860円

会社計算書面と商業登記

5. 発刊書籍<解説>

「Q&A家事事件手続法下の離婚調停 人事訴訟と家事審判を踏まえて」

執筆者は、裁判官であり、家事事件手続法下における離婚調停の基礎、離婚調停の進行、離婚の成否、慰謝料など離婚に関連する損害賠償、親権・監護権、面会交流、婚姻費用・養育費、財産分与、年金分割について、Q&A方式で具体的に解説されている。離婚事件を処理する際に参考になる本である。

「法律実務家のための事件処理における税金・年金・保険」

離婚、相続・生前贈与、労働、交通事故、訴訟手続、不動産取引、有価証券の売買等、労務管理などのテーマごとに、課税の有無や内容、年金手続、保険手続等について、事件の処理の経過に沿って解説されている。どの段階でどのような点に留意しないといけないのかが分かるチャートがあり分かりやすく、各種手続きにつき、確認したいときに役に立つと思われる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。